

令和 8 年度

アグリパーク重点推進モデル

提案募集要領

※本事業は令和 8 年度当初予算の成立状況等を踏まえ詳細を決定します。
※令和 8 年度当初予算の成立状況によって実施を見送る場合があります。

令和 7 年 1 2 月

岐阜県農政部 農政課

<お問い合わせ先>

岐阜県 農政部 農政課 政策企画係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁13階

TEL 058-272-1907 (平日9:30~17:00)

第1 目的

本事業は、農村地域内の非農家や都市住民など多様な主体が、気軽に農業を体験し、楽しみながらノウハウを学ぶことができるスタートアップの「場」を設け、その延長線上で、新たに農業に参入していただくことを視野に入れた、「アグリパーク構想」の実現に向けて、意欲ある設置団体から、地域の実状や課題、農業にチャレンジしたい方のニーズなどに即した提案を募集するものです。

第2 募集の内容

1 対象となる設置団体

市町村、農業協同組合、自治会、農事改良組合、農業生産組合(産地)、農業法人、直売所の設置団体等

2 対象事業

次に掲げる重点テーマに沿って実施する事業を対象とします。

(1) 中山間地域に適した農業参入モデル

平坦地よりも急速に農業就業人口が減少することや、営農条件が悪く担い手が集積しにくいことをふまえた上で、地域内の非農家や都市住民などが、農業に参画したくなるスタートアップの“場”の設置を行うもの

(2) 直売所等を中心とした地域活性化モデル

消費者との連携の構築に向け、販売の拠点を設けて販売展開を行っていくほか、販売拠点向けに美味しい農産物を供給し、本格農業にもつなげていけるような、スタートアップの“場”の設置を行うもの

(3) 農業版働いてもらい方改革モデル

これまでの“専業”を前提とした、独立就農や雇用就農育成の手法とは異なる切り口で、多様な主体が副業や兼業などでも参画できるよう、産地等が、作業の切り出しを含む、“働いてもらい方改革”を行うもの

3 要件

応募対象の事業は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 農業に関わりたい人の多様なニーズに対応し、誰もが農作物の生産から販売までを気軽に体験できる場を提供するものであること

(2) 自ら生産した農産物の販売を行う方、又は賃金を得て農業法人等で農作業を行う方といった多様な農業者の育成につながること

4 事業実施期間

令和8年4月～令和9年2月末(予定)

5 補助対象経費

補助の対象とする経費は、別表のとおりとします。

第3 補助率及び補助限度額

定額補助とします。ただし、1団体当たりの補助額は1,500千円を上限とします。

第4 採択予定団体数

3テーマ合計15団体程度

ただし、予算の範囲内で採択団体数が変動する場合があります。

第5 応募方法

1 受付期間

令和7年12月1日(月)～令和8年1月31日(土)

※消印有効、持ち込みの場合は1月30日(金)17時15分締切

2 提出書類

- (1) 事業実施提案書（様式1号）
- (2) 団体の概要（様式2号）
- (3) 定款又は規約の写し（法人格を有しない場合は、規約等組織運営について定めたもの）
- (4) アグリパーク構想実行計画書（様式3号）
- (5) アグリパーク構想実行計画概要図（様式4号）
- (6) 収支予算書（様式5号）
- (7) 実践体制等（様式6号）
- (8) 消費税法上の課税対象者でない事業主体においては、そのことが分かる書類の写し
- (9) その他参考となる資料

※提出書類は以下のホームページからダウンロードできます。

【募集要領掲載先・様式ダウンロード先】

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/465301.html>)

3 提出先

活動を実施する市町村を所管する農林事務所へ提出してください。（詳細は別記参照）

4 提出方法

第5の2の事業実施提案書2部を、活動を実施する市町村を所管する農林事務所へ郵送もしくは持参にて提出してください。（提出先等の詳細は別記参照）

※郵送で提出する場合は簡易書留、特定記録など配達されたことが確認できる方法により送付すること。受付期間内必着。

※提出された内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

5 内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

(1) 質問書受付期間

令和7年12月1日（月）～令和8年1月9日（金）17時15分まで

※応募受付期間とは異なりますのでご注意ください。

(2) 質問書提出方法

質問事項がある場合は、質問書（別紙様式）を岐阜県農政部農政課宛てFAXもしくは電子メールにファイル（ファイル形式は、PDF形式としてください。）を添付し提出してください。また、質問書を提出した際は、別途電話にて送受信の確認連絡をお願いします。

○問い合わせ先（岐阜県農政部農政課）

電話：058-272-1907（平日9:30～17:00）

FAX：058-278-2680

メール：c11411@pref.gifu.lg.jp

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、ホームページ上にて公表します。

【質問に対する回答の公表先】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/465301.html>

6 オンライン説明会の日時および参加に必要なURL等

本事業への提案を希望する方は、オンライン（ZOOM ウェビナー）での説明会に参加できます。

(1) 日時

令和7年12月3日（水）13時30分～

(2) 参加方法

開始時間5分前を目途に、下記URL等からオンライン会議に参加ください。

URL：<https://zoom.us/j/92948793337?pwd=tJhDiyOmoBFck0jsXYraPZ4sXdvCLx.1>

ウェビナーID：929 4879 3337

パスコード：962609

第6 応募に際しての注意事項

1 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となります。

- (1) 受付期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本要領に違反すると認められる場合
- (5) その他、応募に関して県の指示に従わなかった場合

2 複数応募の禁止

同一団体から同一テーマにおける複数の事業実施提案の応募は原則できません。

また、複数のテーマにかかる事業を1件の提案として取りまとめる場合は、いずれかのテーマを選択してください。この場合における補助金の限度額は提案単位で適用されます。

3 提出書類の変更の禁止

応募受付期間後の提出書類の変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、軽微なものは除きます。

4 書類の返却

提出書類は、原則返却しません。

5 費用負担

提案書の作成及び提出等に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

6 その他

- (1) 提案書の提出をもって、応募者が募集要領の記載内容に同意したものとみなします。
- (2) 提出された提案書は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (3) 提案書の提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を岐阜県農政部農政課に提出してください。

○辞退届の提出先（岐阜県農政部農政課）

FAX：058-278-2680

メール：c11411@pref.gifu.lg.jp

第7 事業提案の選定

1 評価・選定方法

提出された事業提案について、応募者が提出した書類をもってプレゼンテーションを実施し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、以下により事業提案の内容、事業の実施能力等を評価

会議において評価し、その結果を踏まえ選定します。

なお、応募多数の場合は、書類による一次審査を行う場合があります。

本事業は令和8年度当初予算の成立を前提としていることから、提案募集および評価会議は事業者選定の準備行為として実施し、事業者の選定は令和8年度当初予算の成立後に実施します。なお、令和8年度当初予算の成立状況踏まえ、詳細を決定するほか、実施を見送る可能性があります。

- (1) 評価会議の評価員は、「2 評価項目及び評価内容」に基づき、提案ごとに採点します。
- (2) 県は評価結果を踏まえて、予算の範囲内で支援対象団体を選定します。

2 評価項目及び評価内容

評価項目	評価内容	配点
テーマごとの評価項目	<p>【中山間地域に適した農業参入モデル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平坦地よりも急速に農業就業人口が減少すること、元々、営農条件が悪く担い手が集積しにくいこと等、農業を継続する上で課題が山積。 ・そのうえで、都市住民や、地域内の非農家などが、農業に参画したくなる、スタートアップの“場”の設置が行われるかどうか。 ・その“場”での体験等を経て、しっかりと農業の実践が行われ、その結果として、実施地区の課題解決につながっているか。 <p>【直売所等を中心とした地域活性化モデル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに農業を始める上で、最もネックとなるのが、どう売するのか、どう消費者との連携（＝高く評価してもらえ体制）を構築するのかということ。 ・消費者がほしいもの（高く買ってもらえるもの）を作るという観点から、販売の拠点（直売所、百貨店、電子商取引（EC）等）をどこにするのか、その拠点を中心にどのような販売展開を行っていくのかを描いているか。 ・その上で、多様な主体が副業や兼業などの様々なスタイルで、その販売拠点向けに美味しい農産物を生産し、本格農業にもつなげていけるような、スタートアップの“場”の設置が行われるかどうか <p>【農業版“働いてもらい方改革”モデル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地や農業法人などは、今後も地域農業を牽引する役割が期待される一方で、農業従事者の高齢化等により人手不足が懸念。 ・これまでの“専業”を前提とした、独立就農や雇用就農育成の手法では、今後急速に減少する農業従事者の穴埋めすらできない状況。 ・こうしたことから、従来の“専業”重視の人材確保スタイルを見直し、多様な主体が副業や兼業などでも参画できるよう、産地や農業法人等が、作業の切り出しを含む、“働いてもらい方改革”を行えるかどうか。 ・各主体による農業の実践が行われた結果として、産地等の課題解決につながるか。 	30点
独創性	新規性、着眼点の良さ、ユーモア度	20点
実現性	企画の実現性、実施体制の堅実性、地域との協働	15点
政策性	他地域への波及・発展が見込めるモデル的な活動か	15点
継続性	年間を通じた活動、持続的効果が見通せるか	10点
経済性	事業費と事業内容のバランス、費用の妥当性	10点

(加算項目)

下記の取組に該当する場合は、それぞれ5点を上限に加算します。

- ・アグリパークの設置により、直接遊休農地の解消につながる取組
- ・1つの計画において2つ以上のモデル構築に資する取組

3 選定結果

選定結果の通知は3月下旬を予定しています。
なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

4 評価会議

- (1) 開催日時
令和8年3月上旬（予定）（後日、応募者に通知します）
- (2) 開催場所
岐阜市内（後日、応募者に通知します）
- (3) 評価時間（1団体当たり）※応募の状況により変更する可能性があります。
応募者によるプレゼンテーション 10分程度
評価会議構成員との質疑応答 5分程度
- (4) 注意事項
 - ア 応募者によるプレゼンテーションはアグリパーク構想実行計画概要図を使用して行うものとし、当日の資料配布は原則として認めません。評価会議の資料は、A4サイズの用紙に白黒両面印刷した資料を県において準備します。
 - イ 応募者は他の応募者の審査を傍聴することはできません。
 - ウ 指定の時間に遅れた場合は、審査対象とはしません。

第8 事業費の精査

評価会議の評価を踏まえ選定された企画について、応募者と事業費の精査を行います。
なお、評価会議での意見等を踏まえ、応募時の事業費から減額される場合があります。

第9 補助金の支払い手続

1 事業の着手

事業の実施については、別途定める実施要領に基づく事業実施計画の承認後、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「交付規則」という。）及び岐阜県農業振興事業補助金交付要綱（平成18年3月31日付け農政第294号農政部長通知、以下「交付要綱」という。）に基づく補助金交付申請書が提出され、補助金の交付決定が行われた後から、補助対象となる事業として実施することができるものとします。

ただし、止むを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別途定める実施要領に基づく）を県に提出できるものとします。（交付決定又は交付決定前着手届の提出以前に支出した経費、事業実施期間後に支出した経費は、原則、補助金の対象とはなりません。）

2 補助金の支払い

補助金の支払は、事業完了後の精算払を原則としますが、事業遂行上必要な場合は、進捗状況に応じて概算払により請求することができるものとします。

事業実施主体は、事業完了後、実績報告書を作成し、交付要綱に規定された期限内に提出してください。提出された実績報告書と証拠書類を審査し、交付決定の範囲内で実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金をお支払いします。この際、確定した補助金額を上回る額が既に概算払されている場合は、超過分を県に返還していただく必要があります。

第10 成果の報告・効果検証

1 成果報告会の実施

事業実施後は、本事業の成果を県内全域に波及させることを目的に、本事業で実施した内容や成果を報告する成果報告会等を実施します。事業実施主体は成果報告会に必ず出席してください。詳細については、別途通知します。

- (1) 開催時期 令和9年3月(予定)
- (2) 開催場所 岐阜市内(予定)

2 事業の公表

本事業による成果を県内全域に波及させるため、事業内容を県HP等で公表します。

第11 留意事項

1 補助金の経理

事業実施主体は、本事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分し、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類とともに事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。

なお、帳簿の整理に当たっては、第2の5の「補助対象経費」の科目ごとに整理してください。

2 消費税の取扱

消費税については、事業に要する経費であり、補助対象経費に含まれるものですが、補助金の交付申請に当たって、以下のとおり取り扱うものとします。

(1) 課税事業者の場合

企業等の消費税法上の課税事業者である事業主体で、確定申告の際に消費税等の仕入控除を行う事業者にあつては、原則として、消費税を減額とした額を補助対象とします。

(2) 非課税事業者の場合

消費税法上の課税対象者でない事業主体にあつては、原則として、消費税を含んだ額を補助対象とします。

3 その他

(1) 業務の一括委託の禁止

事業実施主体は、事業の全てを一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。

(2) 個人情報の保護

事業実施主体は本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければなりません。

(3) 守秘義務

事業実施主体が本事業を行うに当たり、事業上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、事業終了後も同様とします。

(4) 事業完了後の活動

補助金の交付を受けた翌年度以降も、アグリパーク卒業生への技術等支援に努めること。なお、場合によっては取組状況等について県から聞き取りを行うことがあります。

(5) 事業実施主体が、岐阜県補助金等交付規則等に違反する行為等(他用途への無断流用、虚偽報告等)をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。

(6) その他岐阜県農業振興事業補助金交付要綱に定める内容のほか、県が別途発出する通知等の文書について確認してください。

(7) 本事業は、今後の予算協議の結果や岐阜県議会における本事業に係る予算の成立状況等により、内容が変更となる場合や本募集に基づく業務の執行が行われない場合があります。なお、これに伴い、提案者に損害が生じた場合であっても、岐阜県は一切の責任を負いません。

(8) 本事業に係る事業実施要領については、令和8年度予算の成立後に別途定めます。

(9) 本事業は「政策オリンピック」として実施するものですが、「政策オリンピック」という名称を商業的な活動に使用することはできません。このため、選定された企業等が当該企業のホームページ等で「政策オリンピックで選定された」旨を掲載することは控えてください。

(10) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。

別記

事業実施提案書提出先一覧

事務所名	住所・電話番号	所管市町村
岐阜農林事務所 農業振興課 農務係	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 O K B ふれあい会館 電話：058-213-7904 メール：c24801@pref.gifu.lg.jp	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、 瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、 北方町
西濃農林事務所 農業振興課 農務係	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎 電話：0584-73-1111 (代) メール：c24802@pref.gifu.lg.jp	大垣市、海津市、養老町、垂井町、 関ヶ原町、神戸町、輪之内町、 安八町
揖斐農林事務所 農業振興課 農務・畜産係	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎 電話：0585-23-1111 (代) メール：c24803@pref.gifu.lg.jp	揖斐川町、大野町、池田町
中濃農林事務所 農業振興課 農務・畜産係	〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎 電話：0575-33-4011 (代) メール：c24805@pref.gifu.lg.jp	関市、美濃市
郡上農林事務所 農業振興課 農務・畜産係	〒501-4292 郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎 電話：0575-67-1111 (代) メール：c24806@pref.gifu.lg.jp	郡上市
可茂農林事務所 農業振興課 農務係	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎 電話：0574-25-3111 (代) メール：c24804@pref.gifu.lg.jp	美濃加茂市、可児市、坂祝町、 富加町、川辺町、七宗町、八百津町、 白川町、東白川村、御嵩町
東濃農林事務所 農業振興課 農務・畜産係	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎 電話：0572-23-1111 (代) メール：c24807@pref.gifu.lg.jp	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那農林事務所 農業振興課 農務係	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎 電話：0573-26-1111 (代) メール：c24808@pref.gifu.lg.jp	中津川市、恵那市
下呂農林事務所 農業振興課 農務・畜産係	〒509-2592 下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎 電話：0576-52-3111 (代) メール：c24810@pref.gifu.lg.jp	下呂市
飛騨農林事務所 農業振興課 農務係	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎 電話：0577-33-1111 (代) メール：c24809@pref.gifu.lg.jp	高山市、飛騨市、白川村

別表（補助の対象となる経費）

1 補助対象経費

事業名	対象経費	補助率
アグリパーク重点推進モデル実践補助金	政策オリンピックで選定された団体が行うアグリパーク構想実行計画の取組に要する経費 ・賃金 ・需要費（事業に要する消耗品、栽培用資材等の購入費（単価100千円以下）） ・販売促進費（販売促進資材費（ノベルティは対象外）、チラシ等の印刷費） ・報償費（講師謝金） ・旅費（講師旅費、研修会等への参加旅費） ・役務費（切手、郵送料、保険料） ・委託料（対象経費に記載の項目が対象） ・使用料等（会議室等の賃料、機械以外料等） ・その他知事が認める経費	対象経費の10/10 （但し、1団体当たり1,500千円を上限とする。）

※支払いが完了しており、証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とします

※事業外の経費や、本事業とそれ以外の活動に係る経費が明確に区分できない場合は対象となりません

2 補助対象外経費

以下に掲げる経費は本事業の補助の対象とはしません。

- (1) 備品購入費（機械・機器等単価100千円を超える物品の購入に係る経費）※
- (2) 施設整備費（施設の改修等に要する経費）※
- (3) 団体等の運営に関する費用
 - ①団体等の運営に必要な恒常的経費（家賃、電気料金、電話・FAX使用料等）
 - ②団体等の会報の作成費及び送料などに関する費用
- (4) 他団体への補助（助成）等を目的とした費用
- (5) 販売を目的にしたものに係る経費
- (6) 個人が準備することが適当と考えられるものに係る経費（服、靴等）
- (7) 土地購入や補償に係る経費
- (8) その他本事業として相応しくない費用

※（1）（2）の経費については、別途措置する補助事業において優先的に支援します。